

諮問実施機関：熊本県教育委員会

諮問日：令和4年（2022年）6月6日（諮問第217号）

答申日：令和5年（2023年）7月31日（答申情第175号）

事案名：県立高校において産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申

### 第1 審議会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、県立高校において産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料について、令和3年（2021年）10月29日及び同年11月5日に行った不存在による不開示決定は、妥当である。

### 第2 諮問等に至る経過

- 1 令和3年（2021年）10月9日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、熊本県立熊本高等学校（以下「熊本高校」という。）及び熊本県立済々黌高等学校（以下「済々黌高校」といい、熊本高校と併せて「両校」という。）に関し、令和3年4月1日以降労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づく次の資料について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
  - (1) 実施した安全衛生委員会の議事録
  - (2) 衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料
  - (3) 産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料
  - (4) 産業医が毎月1回作業場を巡視していない場合において、労働者の健康障害を防止し又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって衛生委員会等における調査審議を経て事業者が産業医に提供した資料
  - (5) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第52条の2第1項の「超えた時間」が1月あたり80時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る超えた時間に関する情報で産業医へ提供した資料
- 2 令和3年（2021年）10月29日、実施機関は、済々黌高校に関する本件開示請求のうち、1（1）、（2）、（4）及び（5）については、該当する文書の

全部又は一部を開示する決定を行い、1（3）については、該当する文書を作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

3 令和3年（2021年）11月5日、実施機関は、熊本高校に関する本件開示請求のうち、1（1）及び（5）については、該当する文書の全部又は一部を開示する決定を行い、1（2）、（3）及び（4）については、該当する文書を作成又は取得していないという理由から、不存在による不開示決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

4 令和3年（2021年）11月17日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 令和4年（2022年）6月6日、実施機関は、本件審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「当審議会」という。）に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求人の審査請求の趣旨は、審査請求書によると、次のとおりである。

本件処分1及び本件処分2における「産業医が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料」（以下「本件対象文書」という。）の不開示決定について取消しを求める。その余の事項について不服申立てを行わない。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

（1）両校は、他県の高等学校の規模を鑑みると、事業場の規模として、常時使用する労働者数が50人を上回るものと予想している。このことから、法に基づく衛生管理者及び産業医の巡視の実施の措置義務を負うものである。

（2）規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月1回以上（中略）少なくとも2月に1回」とされている。令和3年4月1日から開示請求受理日の同年10月9日までの間（以下「本件対象期間」という。）に、満6月が経過しているため、少なくとも2月に1回の頻度で履行されているならば、3件以上の巡視の状況又は結果に関わる資料があつてしかるべきである。

（3）通常、産業医は外部の医師であるため、実施機関が費用を支出して巡視を委

ねるものである。「作業場等の巡視状況」に関し、産業医の自宅又は医療機関からの交通費や報酬の支払いのための資料として、巡視の実施日が分かる資料はあってしかるべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 弁明書の要旨

両校では、本件対象期間中、産業医による作業場等の巡視が行われておらず、本件対象文書が作成されていなかったため、不存在による不開示決定を行った。

##### 2 説明聴取の要旨

- (1) 令和3年度において、両校は、常時使用する労働者が各50人以上の事業場であり、法及び規則に基づき各1名の産業医を選任するとともに、衛生委員会を概ね毎月1回開催していた。
- (2) 両校の産業医は、本件対象期間の巡視に関し、毎月1回以上を原則とする巡視頻度を「少なくとも2月に1回」に変更するための要件として規則で定められている「事業者の同意」は得ていなかった。
- (3) 産業医の巡視は、衛生委員会へ出席するため産業医が来校する機会に併せて行うことを想定しているが、両校とも、本件対象期間に開催された衛生委員会に産業医は出席しておらず、巡視も行われなかった。
- (4) 本件対象期間を含めた令和3年度中に両校で行われた巡視回数は、済々黉高校は0回、熊本高校は1回（同年11月実施）であった。
- (5) 両校の産業医には、実施機関が定めた県立学校の産業医報酬年額を支給していたが、これは巡視の実施を含めた産業医の職務全体に対する報酬として定められた金額であり、当該金額と別に巡視の実績に応じた旅費や報酬は支払っていない。

#### 第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件処分の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

##### 1 労働安全衛生関係法令の適用について

###### (1) 関係法令の規定

ア 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理等を行わせなければならない。（法第13条）

イ 事業者は、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、労働者の健康障害の防止や健康の保持増進等の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。衛生委員会は、毎月1回以上開催しなければならない。また産業医のうちから事業者が指名した者を衛生委員会の委員としなければならない。(法第18条、規則第23条)

ウ 産業医は、少なくとも毎月1回(衛生管理者が行う巡視の結果等の提供を受けている場合であって事業者の同意を得ているときは、少なくとも2月に1回)、作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。(規則第15条)

## (2) 両校における労働安全衛生関係法令の適用

実施機関によると、両校は、令和3年度において常時50人以上の労働者を使用していたとのことであるため、法及び規則に基づく産業医の選任及び衛生委員会の設置の義務があったと認められる。

また、両校の産業医は、本件対象期間において、規則に規定する「事業者の同意」は得ていなかったとのことであるため、毎月1回作業場等を巡視する義務があったものと認められる。

## 2 本件処分の妥当性について

(1) 実施機関は、本件対象期間に両校で産業医による巡視が行われていなかったことを理由に、本件対象文書が不存在である旨説明している。

(2) 当審議会は、本件対象期間に両校で産業医による巡視が行われていなかったことを示し得る文書の存在について、実施機関に確認を行った。

ア 実施機関によると、巡視は、産業医が衛生委員会へ出席するため来校する機会に併せて実施することを想定しているが、本件対象期間に開催された衛生委員会に産業医は出席していないとのことであった。そこで、当審議会において、両校の衛生委員会議事録を確認したところ、出席者の記載欄に産業医の記載はなかった。

また、産業医が行う巡視は、労働者の健康障害防止をその目的とすることから、仮に巡視が行われていたのであれば、同じく労働者の健康障害防止を調査審議する衛生委員会においても、巡視に関して議題に上ることが予想されるが、議事録中に巡視に関する記述は確認できなかった。

イ 衛生委員会以外の用務に係る産業医の来校の有無についても確認したところ、両校では、産業医が学校保健安全法(昭和33年法律第56号)で定める学校医を兼務しているため、生徒の健康診断用務による来校が本件対象期間中に両校で各3回あったが、その他の来校機会はなかったとのことで

あった。このため、当審議会において、来校日に係る両校の学校医執務記録を確認したが、産業医の巡視に関する記述は確認できなかった。

ウ 実施機関からの説明聴取後、当審議会が実施機関に対し、両校で産業医による巡視が行われていなかったことを示し得る文書について更に確認を依頼したところ、実施機関から、文部科学省が公立学校等を対象に実施した「令和3年度公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査」に関する文書が提出された。当該文書は、同調査への回答に当たり、令和3年9月に熊本県教育委員会事務局学校人事課が各県立学校に調査票への回答を依頼し、両校から同課へ提出された調査票であるとのことであった。

当該文書の内容を確認したところ、調査票では、労働安全衛生管理体制等に関して「令和3年度の実施状況（予定含む）」を回答することとされており、「産業医による職場巡視は行われていますか。」との設問に対し、済々黉高校は「いいえ」、熊本高校は「はい」及び「年1回」と回答していた。この内容は、熊本高校については本件対象期間外である令和3年11月に巡視が行われたとの説明も併せ考えると、本件対象期間に両校で巡視が行われていなかったとする実施機関の説明と矛盾は認められなかった。

エ 以上の確認事実に加え、規則が産業医の巡視を義務付けていることに鑑みれば、仮に両校で巡視が行われていたとした場合、あえて行われていない旨虚偽の説明をすべき事情があるとも考え難い。

(3) これらのことから、本件対象期間に両校で産業医による巡視が行われていなかったとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、他に本件対象文書が存在すると認めるに足る事情もない。

よって、本件対象文書が不存在であるとして行われた本件処分は妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 4 結論

以上により、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 第6 経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
-------	-----------

令和4年（2022年）	6月 6日	・ 諮問（第217号）
令和5年（2023年）	2月24日	・ 審議
令和5年（2023年）	4月19日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和5年（2023年）	5月24日	・ 審議
令和5年（2023年）	6月29日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓  
 委 員 朝田 とも子  
 委 員 甲斐 郁子  
 委 員 齊藤 信子  
 委 員 関 智弘